



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

116	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	1
117	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(").....	2
118	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
119	保安林の指定予定の通知	(").....	2
120	保安林の指定施業要件の変更	(").....	3
121	基本測量の実施	(技術調査課).....	3
122	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
123	道路の供用開始	(").....	4
124	道路の区域変更	(").....	4
125	道路の供用開始	(").....	5
126	"	(").....	5
127	道路の区域変更	(").....	5
128	道路の供用開始	(").....	6
129	道路の区域変更	(").....	6
130	道路の供用開始	(").....	6
131	道路の区域変更	(").....	7
132	道路の供用開始	(").....	7
133	道路の区域変更	(").....	7
134	道路の供用開始	(").....	8
135	道路の区域変更	(").....	8
136	道路の供用開始	(").....	8
137	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

○ 選挙管理委員会告示

4	政治団体の届出事項の異動の届出	9
5	資金管理団体の届出事項の異動の届出	10
6	資金管理団体の指定の取消しの届出等	10
7	政治団体の解散の届出	11
8	政治団体の設立の届出	12
9	資金管理団体の届出	12
10	和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	13

告 示

和歌山県告示第116号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ橋本店
和歌山県橋本市東家六丁目331番地1外7筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 楠本健次
和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1
- 3 変更した年月日
令和4年3月20日
- 4 届出年月日
令和5年1月10日

和歌山県告示第117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ローソン岩出岡田店・（仮称）ケーズデンキ岩出店
和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1036号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年1月31日から同年2月28日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字岡手675の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第119号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字新城字横手774、776の1、778の3、779
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和5年2月1日から当分の間
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字河根字堀尾 305番15地先から同町大字九度 山字南高766番64地先まで	旧	7.56 } 12.63	293.60	
同上	新	10.83 } 29.31	300.42	

和歌山県告示第123号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町石船字上平418番3地先から同市中辺路町石船字栗原606番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町平井字下地平 913番1地先から同町平井字西山 東1256番1地先まで	旧	4.52 } 14.59	64.78	
同上	新	6.59 } 16.51	65.75	

和歌山県告示第125号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町平井字下地平913番1地先から同町平井字西山東1256番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第126号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字上ミ手110番1地先から同町大字花園久木字西手174番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字向イ垣内1553番1地先から同町大字花園梁瀬字湯屋谷1586番2地先まで	旧	5.33 } 17.04	110.23	
同上	新	8.41 } 20.77	113.56	

和歌山県告示第128号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字向イ垣内1553番1地先から同町大字花園梁瀬字湯屋谷1586番2地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内	旧	5.40 } 19.40	91.00	
同上	新	8.90 } 23.10	90.40	

和歌山県告示第130号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野岩田線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上野字鎌倉429番1地先から同市上野字鎌倉390番5地先まで	旧	3.80 ） 6.30	143.10	
同上	新	5.20 ） 12.10	144.00	

和歌山県告示第132号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 上野岩田線

供用開始の区間 田辺市上野字鎌倉429番1地先から同市上野字鎌倉390番5地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上野字洞670番1地先から同市上野字洞676番2地先まで	旧	3.10 ） 8.60	166.60	

同上	新	7.90 } 13.10	167.10	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第134号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 平瀬上三栖線

供用開始の区間 田辺市上野字洞670番1地先から同市上野字洞676番2地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下川上字安510番7地先から同市下川上字安510番3地先まで	旧	3.30 } 6.00	87.60	
同上	新	5.90 } 11.00	86.90	

和歌山県告示第136号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 下川上牟婁線

供用開始の区間 田辺市下川上字安510番7地先から同市下川上字安510番3地先まで

供用開始の期日 令和5年1月31日

和歌山県告示第137号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3598	紀の川市久留壁字尾崎26番4の一部、26番5の一部、26番7の一部、26番8の一部、26番11の一部、64番の一部、66番1の一部、66番2の一部、里道	和歌山市六十谷35番地10 サイトラスト株式会社 代表取締役 大平完介	令和 5.1.12	6.00	98.51
				?	
				6.20	34.93
				5.00	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党串本町支部	吉田俊久	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本1884 (和歌山東漁業協同組合内)	東牟婁郡串本町伊串499	令和 4.11.4
		代表者	吉田俊久	勝山高嘉	
		会計責任者	滝本幸雄	高井英二	
参政党和歌山第2支部	山本芳栄	政治団体の名称	参政党和歌山第2支部	参政党和歌山第二支部	令和 4.11.10
国民民主党和歌山県第1区総支部	岸本周平	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和 4.9.1
日本維新の会和歌山県総支部	井上英孝	代表者	井上英孝	馬場伸幸	令和 4.11.17
参政党和歌山支部	木下友希	代表者	木下友希	林元政子	令和 4.11.30
		主たる事務所の所在地	和歌山市井辺248	和歌山市小松原5丁目1番4号	令和 4.12.5
公明党和歌山第二総支部	中家悦生	代表者	中家悦生	田畑昭二	令和 5.1.5
		会計責任者	森下伸吾	中家悦生	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
谷洋一後援会	前地俊秀	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町天満802-12	東牟婁郡那智勝浦町北浜3-40	令和4.10.27
小川はるみ後援会	野田智子	会計責任者	楠本誠司	西岡敏	令和4.8.1
南畑幸代後援会	池尾正	代表者	池尾正	網本源次郎	令和4.11.15
元気な和歌山をすすめる会	須佐忠史	主たる事務所の所在地	和歌山市西高松1丁目2-24	和歌山市南汀丁11番地岡畑ビル	令和4.12.1
仁坂吉伸後援会	島正博	主たる事務所の所在地	和歌山市西高松1丁目2-24	和歌山市南汀丁11番地岡畑ビル1階	令和4.12.1
わかやま研究会	仁坂吉伸	政治団体の名称	わかやま研究会	仁坂県政を育てる会	令和4.12.1
		主たる事務所の所在地	和歌山市西高松1丁目2-24	和歌山市南汀丁11番地岡畑ビル1階	
中村ゆう一後援会	天津隆	代表者	天津隆	野村義夫	令和4.12.13
那賀医師連盟	正木和人	主たる事務所の所在地	紀の川市東大井366番地2	紀の川市東大井350番地	令和4.12.18
谷口和樹後援会	二神隆	代表者	二神隆	榎本和人	令和4.12.28
小川ひろき後援会	小川浩樹	主たる事務所の所在地	和歌山市太田43 102号	田辺市上屋敷二丁目11-10	令和5.1.5
中原和也後援会	中原和也	政治団体の名称	中原和也後援会	花田かずや後援会	令和5.1.6
和歌山研究会	仁坂吉伸	政治団体の名称	和歌山研究会	わかやま研究会	令和4.12.28

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小川浩樹	小川ひろき後援会	公職の種類	和歌山県議会議員	田辺市議会議員	令和5.1.5
		主たる事務所の所在地	和歌山市太田43 102号	田辺市上屋敷二丁目11-10	

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
仁坂吉伸	仁坂県政を育てる会	令和 4.11.30
廣瀬隆一	ひろせ隆一後援会	令和 4.8.26

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
国民民主党和歌山県第1区総支部	岸本周平	令和 4.10.28
立憲民主党和歌山県第3区総支部	谷口和樹	令和 4.12.6

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
ひろせ隆一後援会	廣瀬隆一	令和 4.8.26
田中けんじ後援会	山下郁夫	令和 4.10.30
参議院議員世耕弘成後援会田西会	大谷政照	令和 4.10.31
紀州困民党	谷口昇	令和 4.11.21
谷口昇民主町民後援会	谷口昇	令和 4.11.21
民主町民の会	谷口昇	令和 4.11.21
和歌山県水落敏栄後援会	杉本正博	令和 4.11.25
和歌山県藤井基之薬剤師後援会	稲葉真也	令和 4.12.4
佐々木ひろあき後援会	的場康頼	令和 4.12.26
仁坂吉伸新宮後援会	関康之	令和 4.12.31

前田賢一後援会	西博之	令和 4.12.31
やしきみつお後援会	堀起佳	令和 4.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くすもとかおり後援会	田端卓司	楠本弘子	御坊市塩屋町南塩屋90	令和 4.12.16
赤井よう子後援会	赤井洋子	赤井泰年	有田郡湯浅町湯浅1410番地14	令和 5.1.5
榎本とも子後援会	榎本友子	榎本晴光	新宮市王子町1丁目16番2号	令和 5.1.5
きの十三後援会	木野十三	木野美紀	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁7番地	令和 5.1.5
とくだ拓嗣後援会	徳田拓嗣	徳田和美	海草郡紀美野町福田36番地2	令和 5.1.5
堀とみ子後援会	堀登美子	堀雅昭	和歌山市今福2丁目9番6号	令和 5.1.5
はやしもと光広後援会	林元光広	林元政子	和歌山市小松原5丁目1-16	令和 5.1.11

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
赤井洋子	湯浅町議会議員	赤井よう子後援会	有田郡湯浅町湯浅1410番地14	令和 5.1.5
榎本友子	新宮市議会議員	榎本とも子後援会	新宮市王子町1丁目16番2号	令和 5.1.5
木野十三	和歌山市議会議員	きの十三後援会	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁7番地	令和 5.1.5
徳田拓嗣	紀美野町議会議員	とくだ拓嗣後援会	海草郡紀美野町福田36番地2	令和 5.1.5
堀登美子	和歌山市議会議員	堀とみ子後援会	和歌山市今福2丁目9番6号	令和 5.1.5

林元光広	和歌山市議会議員	はやしもと光広後援会	和歌山市小松原5丁目1-16	令和5.1.11
------	----------	------------	----------------	----------

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月27日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 29,757,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平	所属党派	無所属	期間 6月7日から 10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	末次 啓了				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
自由民主党	政党	2,000,000 円	家屋費		円
			選挙事務所費		円
			集会会場費		円
			通信費		1,610 円
			交通費		2,600 円
			印刷費		1,166,000 円
			広告費		880,000 円
			文具費		30,752 円
			食糧費		34,800 円
その他の寄附	件	円	休泊費		円
その他の収入		円	雑費		339,923 円
今回計		2,000,000 円	今回計		2,455,685 円
前回計		円	前回計		円
総計		2,000,000 円	総計		2,455,685 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	1,166,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,166,000円

報告書受理年月日	令和4年12月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	本間 奈々	所属党派	無所属	期間 10月28日から 11月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	本間 奈々				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	政治団体	952,050 円	家屋費		37,400 円
			選挙事務所費		37,400 円

篠原治夫	無職	200,000 円	集会場費	円
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	政治団体	100,000 円	通信費	1,793 円
大谷浩史	不動産業	37,400 円	交通費	円
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	政治団体	200,000 円	印刷費	964,150 円
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	政治団体	200,000 円	広告費	760,375 円
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	政治団体	418,704 円	文具費	1,658 円
吉岡秀敏	無職	212,500 円	食糧費	2,873 円
その他の寄附	5件	34,100 円	休泊費	25,520 円
その他の収入		円	雑費	56,615 円
今回計		2,354,754 円	今回計	1,850,384 円
前回計		円	前回計	円
総計		2,354,754 円	総計	1,850,384 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	461,230円
ポスターの作成	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	461,230円

報告書受理年月日	令和4年12月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	松坂 美知子	所属党派	日本共産党	期間	10月30日から 12月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	堀切 美央					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
日本共産党和歌山県委員会	政党の支部	1,124,855 円	選挙事務所費		
日本共産党和歌山県委員会	政党の支部	225,000 円	集会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
その他の寄附	1件	9,000 円	雑費		
その他の収入		円	今回計		
今回計		1,358,855 円	1,358,855 円		
前回計		円	前回計		
総計		1,358,855 円	総計		
			1,358,855 円		

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	
ポスターの作成	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	

報告書受理年月日	令和4年12月12日	第1回報告分
----------	------------	--------